すみだトリフォニーホール条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

改 正 案 現 行

(利用の不承認)

- 第7条 指定管理者は、次の各号のいずれか に該当すると認めるときは、施設等の利用 の承認をしないものとする。
 - (1) [略]
 - (2) 施設等を毀損するおそれがあるとき。
 - (3) [略]

(利用承認の取消し等)

- 第13条 指定管理者は、次の各号のいずれ 第13条 [同左] かに該当すると認めるときは、利用の承認 を取り消し、又は利用を制限し、若しくは 停止することができる。
 - (1) (2) 〔略〕
 - (3) 災害その他の事故により施設等を利用 することができなくなったとき。
 - (4) 〔略〕

(指定管理者の指定の手続)

第17条 〔略〕

- 2 [略]
- 3 区長は、前項の規定により提出された書 類を審査し、かつ、実績等を考慮して、次 の各号のいずれにも該当すると認めたもの を指定管理者として指定するものとする。
 - (1) 〔略〕
 - (2) 事業計画の内容が、トリフォニーホー ルの効用を最大限に発揮することができ るものであるとともに、その効率的な運 営が図られるものであること。
 - (3) 〔略〕

別表

322						
		利	用	料	金	
	午 前	午 後	夜間	全 日	前半日	後半日
- A	午前9	午後1	午後5	午前9	午前9	午後2
区分	時から 正午ま	時から 午後 4	時 3 0 分から	時から 午後 1	時から 午後 1	時から 午後 1
	で	時30	午後 1	0 時ま	時まで	0 時ま
		分まで	0 時ま で	で		で
大ホ						
ール	272,000円	321,000円	518,000円		354,000円	563,000円
10				円		
小ホ	13,000円	24,000円	38,000円	63,000円		
ール	13,000]	27,000 []	30,000 3	00,000]		
練習	0 000 III	0.000 III	5 000 TI	44 700 III		
室	2,600円	3,900円	5,200円	11,700円		

〔同左〕

第7条 [同左]

- (1) [略]
- (2) 施設等をき損するおそれがあるとき。
- (3) 〔略〕

[同左]

- (1) (2) 〔略〕
- (3) 災害その他の事故により施設等の利用 ができなくなったとき。
- (4) 〔略〕

[同左]

第17条 〔略〕

- 2 [略]
- 3 〔同左〕
 - (1) [略]
 - (2) 事業計画の内容が、トリフォニーホー ルの効用を最大限に発揮できるものであ るとともに、その効率的な運営が図られ るものであること。
 - (3) 〔略〕

別表

٠.	120						
			利	用	料	金	
		午前	午後	夜間	全 日	前半日	後半日
	- Λ	午前9	午後1	午後5	午前9	午前9	午後2
	区分	時から 正午ま	時から 午後 4	時 3 0 分から	時から 午後 1	時から 午後 1	時から 午後 1
		で	時30	午後 1	0 時ま	時まで	0 時ま
			分まで	0 時ま で	で		で
	大ホ						
	ール	248,000円	292,000円	471,000円	915,000円	322,000円	512,000円
	,,,						
	小ホ	12,000円	22 000 🖽	25 000 ⊞	59 000 III		
	ール	12,000	22,000円	35,000円	58,000円		
	練習	a 100 FF			40.000 55		
	室	2,400円	3,600円	4,800円	10,800円		

楽屋	2,200円	3,300円	4,400円	9,900円	3,300円	6,600円
付帯 設備	1件、1	回につき	20,000	20,000円		

付記

- 1 大ホール又は小ホールの舞台のみを 練習等に利用する場合の利用料金の額 は、付帯設備を除き、所定の利用料金 の額(付記2の適用がある場合は、そ の適用後の額)の5割相当額とする。
- 2 [略]
- 3 「午前」と「午後」又は「午後」と 「夜間」とを引き続き利用する場合の 中間時間については、<u>付記2</u>の加算額 を徴収しない。
- 4 区内に住所を有する者その他の規則で定める者以外の者が利用する場合の利用料金の額は、この表(大ホール、楽屋及び付帯設備に係る部分を除く。に定める額(付記1又は2の規定による額を含む。)に当該額の3割相当額を加えた額とする。

楽屋 2	2,000円	3,000円	4,000円	9,000円	3,000円	6,000円
付帯 設備	[同左]					

付記

- 1 大ホール又は小ホールの舞台のみを練習等に利用する場合の利用料金の額は、付帯設備を除き、所定の利用料金の額(2の適用がある場合は、その適用後の額)の5割相当額とする。
- 2 [略]
- 3 「午前」と「午後」又は「午後」と 「夜間」とを引き続き利用する場合の 中間時間については、<u>2</u>の加算額を徴 収しない。

〔新設〕

付 則

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に利用承認を受けているものに係る利用料金については、 なお従前の例による。